

現代被差別部落における子どもの存在

—福岡・熊本両県の実態調査をとおして—

福岡教育大学 川 向 秀 夫
熊本商科大学 森 山 浩 一

1. 問題の所在

(1) 教育社会学研究と部落問題の位置

地域社会における教育諸現象を把握するため、分析の視座をどのように設定するのが、きわめて重要な課題である。今日に至るまで、地域社会における教育課題を鮮明にするため、多様なアプローチが模索され、多くの業績が積み重ねられてきた。しかしながら、地域社会が限定されてとらえられた場合であって、部落問題を全体の中に位置づけたものは、きわめて少なかったと言わざるを得ない。最近の成果のひとつとして、後藤誠也氏の所論（「教育と地域環境」『教育社会学研究』分44集、1979 所収）をあげることで、さる。被差別部落に因連する教育問題を、「教育の営みの全体をとおすもの」と位置づけてゆかねばならない」とある氏の指摘は、十分傾聴すべきであると考えている。だが、同和教育が「心理的教育環境から生まれ、人間観の改革をねらった営まれる巨大な教育課題」であるとか、部落問題を「外界の教育条件の変化に対応しない部分」とあるとらえ方は、ひとつの側面を指摘したものであろうが、不十分さがあると思われる。氏により提起された積極的な側面に学びつつ、理論的な深化をはかっていく必要がある。

これまでの教育社会学研究における部落問題の位置はどのようなものであったのか。教育社会学が「教育の社会的側面」を対象とし、「社会全体の中で生起る現象として把握」しようとするならば、部落問題もその射程にあったことは論を待たないところであろう。だが実際には、対象とされたく社会>の中に、

部落問題が位置づけられてきたと言えは、ゆがみもそのようになっていたと言ったことも過言ではない。あなわれく社会>をとらえる視座そのものが、被差別部落と切れてきたのではなかたか。それは視座の不十分さというよりも、そのことを捨象しておいて成り立つてきたあり方そのものが肉付けされているのではないだろうか。これまでもなせ対象化されてきたかと言えは、後藤氏も指摘するとおり、「タブー視され、意識的に避けるようとする」状況に因連してきたと言えらるだろう。それは、地域社会におけるさまざまな被差別のもとにある人々の具体的な姿を捨象させてきたことの集約的な表現でもある。

一般的課題のアプローチの過程において、せつかく部落問題に出会いはがら、その評価や位置づけ方に、く不十分さの指摘を回避しようとするあまり、意図的にその部分を切り離したという例も少なくないようである。部落問題から生起る課題と一般的課題との総合的な集約のうちに、問題解決への方策を導きほらにあることが重要であることを思えば、きわめて惜まれることではないだろうか。教育社会学研究の各分野において、社会構造の中でとと抑圧されている場に視座を据えようとするならば、課題解決への重要な責務がより鮮明となるであらう。そのためには、多くの人々の積極的な協力と、生産的な相互批判を不可欠としている。

私たちは、教育社会学研究における部落問題の位置づけを重視していきたいと考えている。それは研究方法論に重要な示唆を与え、ととに、教育においてく差別>からの解放

とは何かという重要な課題に迫る契機となるであろうことを確信するからである。

(2) 実態調査の背景

これまで同和教育運動の展開の中から、被差別部落の子と親たちが、いかなる実態のもとにおかれていのかについて、現場の教師を中心に、各種の調査がとりくまれてきた。生活、学力、進路実態、卒業生追跡調査など多岐にわたっている。調査を自己目的化するような例外を除き、多くは差別の実態に直面することにより、当面ある課題解決のためにとりくんだものであった。教育労働運動が提唱した「教育白書」運動を、もっとも先実にとりくんだのは、同和教育運動の関係者であったと言えるだろう。こうしてとりくまれた白書運動は、行政内争の資料としても一定の成果を生みだしてきただけである。まさに教師や親たちの手づくりの調査であり、研究者はほとんど関与していなかったと言っても過言ではない。その方法や内容においての不十分さはまぬがれないにしても、今日的に見て貴重な遺産である。これらを集大成し、整理・分析することも重要な課題のひとつである。

ここ数年来、各地においてかなり本格的な部落の実態調査が実施されている。福岡県ではあまに報告者としてまとめられたもののほか、下田川地区、筑紫野市(1975)、北九州市(1977)、古賀市(1977)、那珂川町(1979)などがあり、現在報告者作成の過程にあるものが、中岡市、豊前市、太宰府市などである。この他にも40町村で調査がすすめられている。熊本県では、本報告に関連する全県的調査のほか、いくつかの市町村でも独自の調査が試みられている。

このことは、1969年に10年間の時限立法として成立した同和対策事業特別措置法施行ならびに、30年延長にあたり、同和行政の推進

に関連させて、部落の実態がいかなる状況にあるのか、「残事業」がどれくらいあるのか、今後いかなる姿に力を入れるべきかなどを明らかにするためであった。行政側の要請というよりも、解放運動側にとつての強い要請から生れたものである。このように、部落の実態調査が本格的にとりくまれるようになったのは、部落解放運動の興隆にもとまれていると言つてよい。これまでは、調査の「客体」におかれていた状況から、解放運動による自覚なく主体としての立ち上りもなかつた。課題をより鮮明させる調査が可能になったのである。

私たちは研究協力者として、いくつかの実態調査に参加する機会をえた。そこから学びつつあることは、きわめて多い。本報告は、その一端である。

2. 福岡県における被差別部落の子どもの実態 — 中岡市、北九州市の調査を中心に —

(1) 子どもの置かれた位置

表1 福岡県要保護世帯児童数

		部落(a)	部落外(b)	(a)-(b)
小学校	1971	26.3	6.6	19.7
	1975	24.0	4.9	19.1
	1979	27.1	4.7	22.4
中学校	1971	28.3	7.9	20.4
	1975	28.6	5.6	23.0
	1979	29.7	5.8	23.9

(2) 学校生活

① 教科学習

② 教師・友だち関係

③ 人権学習

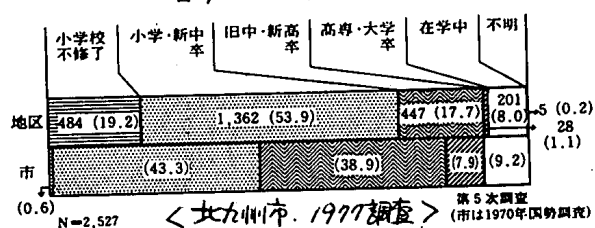
(3) 家庭と生活環境

① 父母との関係 ② 個人的生活習慣

③ 家での心配ごと

(4) 将来への希望

図1 15歳以上の人の教育歴

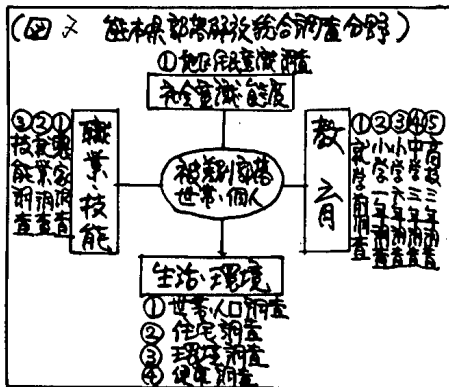


(なお報告の詳細については 参 考 記 載)
(川 向)

3. 熊本県における被差別部落の概要と子どもの実態

(1) 熊本県における被差別部落の概要

熊本県内では1976年より3年間の期日をつけ、県行政、運動団体、教育関係者から一体となり、全県的な規模で、被差別部落の総合的な実態を明らかにする為の調査事業を行なった。その調査分野は(図5)に示されるごとく、世帯・個人生活の各分野に及びものである。



この調査より以前にも、各市町村、各分野ごとの概況などについてはいくらか行なわれていたにせよ、①市町村

行政、学校関係を含む全県的な規模で②世帯ごとに、世帯主、全世帯構成員に対し番付調査を行ない、しかも③行政関係者と運動団体、教育関係者から一体となって共同組織(熊本県部落解放白書づくり・運動委員会)で行なったのは初めてのことである。(管見するところでは全国でも最初である。)

従来行なわれた実態調査は国・県行政が各市町村に露囀して行なったものであり、1921(大正10)年、内務省社会局の調査では、部落数57、戸数2,524、人口13,240である。また1935(昭和10)年、中央融和事業協会の調査では部落数45、戸数2,690、人口14,622となっている。さらに1960年県教育庁の調査では部落数53、戸数3,581、人口21,895となっており、被差別部落数だけをみても45地区から57地区の増を認めていいる。このことは、1967年、1971年の調査でも同様であり、被差別部落の特徴とも関連して行政調査、認定方法の限界を示しているともいえる。(資料参照)

ところで、今回の全県的な実態調査では、県

内98市町村中認定地区を有する29市町村のうち、K市、Y市という県内1、2の人口を有する都市(調査当時市としての認定地区がなく、行政も実施されていなかった)、K町、J町(行政だけが対応し地区住民は調査非協力)、M町(地区住民が調査非協力、行政も非積極的)、K4町(行政認定30歳世帯の被差別部落が住民の調査によると2世帯であり、集落形態なし)の6市町村を除いた23市町村45地区で行なわれた。都市部落の特徴を示すK、Y両市が調査にはいつてもいたため、この結果は、さらに集落部落としての特徴を示すといえるが、面接法による実態調査世帯数は1,785世帯、6,532人である。この数は、23市町村の認定被差別部落世帯数2,229の80.1%であり、23市町村との調査では回収率の高い府県数といえよう。その結果は、労働力人口の過剰現象、高齢者人口の少なさ、失業率の高さ、平均賃金の低さ、環境、健康の劣悪性に示されるように、生活・環境、職業状況の低位性を示している。(資料参照)

(2) 教育調査手続きと結果

そのほかでも、学校教育段階での調査は、77年7月10日～20日の10日間で、23市町村で行政が認定している被差別部落を校区に含む小・中学校1年、6年生、中学3年生、高校3年生に於いて、各学校ごとに共通時間(60分)をもち、クラスで自計式(小・中学校1年生は担任評価記入)筆合調査を行なった。調査票には前もってクラスごとに通し番号をおいておき、回収後、担任が、学校、被差別部落代表者、市町村行政担当者の把握している被差別部落子弟と、非部落子弟の調査票を分類し、「記入電線」に従って点検し、全県的に集約した。その数は(表2)の通りである。

また、調査項目、調査内容は、各学年ごとに作成し、その調査段階に準じたものとしたため、必ずしも統一のとれたものではないが、

下表の内容で、行なっている。

(表2 調査対象者に対する調査内容)

学年	部落民	非部落民	合計	調査内容
小学 1年生	101	1,073	1,174	18 ①言語・数理解学力 ②親・生活習慣 ③社会的・生活習慣 ④集団意識
小学 6年生	116	1,061	1,177	26 ①教科学習・学力に関する内容 ②現在の学習に関する内容 ③教師や友達に関する内容 ④家庭生活に関する内容
中学 3年生	236	4,385	4,621	15 ①教科学習・学力に関する内容 ②教師や友達に関する内容 ③集団意識に関する内容 ④地域生活に関する内容
高校 3年生	120	5,472	5,594	18 (70月2) ①教科学習・学力に関する内容 ②教師や友達に関する内容 ③集団意識に関する内容 ④家庭生活に関する内容

今回の発表では、その子どもとの定在という観点から「地域社会における子どもの生活」を構成する、学校・家庭・地域生活の分野で系列化して行なう。すなわち、(1)学校生活では①教科学習(学力)②教師・友達関係、③集団性・人権意識、④解放学習、(2)家庭生活では、①主要な養育者、②社会的経験、③個人の生活習慣、④家庭内での心配ごと、(3)地域生活では①友達関係、②学習塾・けいこごと、③地域学習会、解放子ども会の分野で結果を集計して行なう。(資料参照)

これらの各分野を通して明らかにすることは、学校生活における学力、集団性での格差であり、家庭生活における主な養育者、社会的経験の差、また地域生活における友達関係・学習塾・けいこごとの参加傾向の差である。このような格差・特徴のなから、被差別部落の子どもたちの定在が浮き彫りになり、教育課題が何であるかを、明らかにする基礎的データが得られる。

4. おわりに。

教育社会学研究そのものが、「一方基礎的な研究を重ねることによって科学として体系づけられる素地を築くと共に、他面においては現下の差しせまった問題についての科学的研究に努めなければならない」とさるながら

被差別部落問題については、ほとんど論及されることがなかった。今回の発表は、1. 問題の所在で述べた研究の現状に一石を投ずるためのものであるが、遂に、そうした研究の現段階に規定されて、端緒についたばかりという限界性を持たざるを得ない。

現在、各県、各市町村で行なわれつつある被差別部落の子どもたちの教育における実態調査を福岡県と熊本県の場合において明らかにしたわけであり、それは数量的・概略的統計である。教育社会学研究、あるいは「教育と地域社会」研究をさらに深化させるためには、一定の範囲としての地域社会に、歴史的・社会的に深くかかわった教育課題を正面に据えて、子どもたちのあるいはおとりの継承とのかかわりで、諸問題を明らかにしていくことである。ここでは、「表面的には少数者にみられることで、多数に影響をあたえ、またその動きを抑制する(社会的)事実としての」被差別部落の子どもたちの定在を明らかにするための方法と枠組、結果をいくらか提示した次第である。「同和」教育そのものは、全教科・全領域におよび、しかも市町村、または校区という範囲と深く関連する教育問題である以上、今後は、まずに学校・家庭・地域生活の分野をさらに論理的に体系化していく方法を確立するとともに各市町村、校区での個別事例調査を積み重ねていく必要がある。また、地域や学校での「同和」教育、部落解放学習などによる解放主体の形成と問題などについて視座をえた調査研究が必要である。今回は、その基礎的資料を提供するとともに、解放学習、解放子ども会の分野で解放主体の実態を考察してきた。

本発表が、教育社会学研究における部落問題の位置付けと必要性を示唆するためのものにならなければならないとすれば幸いである。(森山)